

2020年4月1日改定

デビット盗難補償規定

新	旧
<p>第6条(規定の準用) 本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。</p>	<p>第6条(規定の準用) この規定に定めのない事項については、デビット利用規定その他当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社WEB上に掲示します。</p>
<p>第7条(規定の変更) 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。</p> <p>(1) <u>変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。</u></p> <p>(2) <u>変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p>	<p>第7条(規定の変更) 当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社WEB上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により扱うものとします。</p>